



# パブリックコメント（意見公募）の実施結果をお知らせします

パブリックコメント（意見公募）制度に基づき市民の皆さんから意見を募集していた2つの案件について、寄せられた意見とそれに対する市の考え方をお知らせします。

## 案件名：登別市地域福祉計画（案）

問い合わせ 社会福祉グループ（☎011-1911）

『登別市地域福祉計画（案）』について、平成24年11月15日から12月14日まで、パブリックコメント（意見公募）制度に基づき意見を募集したところ、2件の意見が寄せられました。

なお、計画の成案は、3月より市ホームページで公表するほか、冊子を市役所、各支所などに備え置く予定です。

文章中に『市民』という言葉が多数記載されているが、この『市民』はどこまでを対象としているのかを明確にしてはどうか。

具体的には、登別市に住民票がある者、住民登録はないが在住している者、他自治体から市内に通勤している者など、どこまでを対象にしているのか。

### 市からの回答

市民の範囲は、『市内に在住し、もしくは通勤もしくは通学する個人または団体』とします（同時期に意見公募を実施した条例（案）における『市民』の定義と同一とします）。

従いまして、登別市に住民票がある者、住民登録はないが在住している者、他自治体から市内に通勤・通学している者は、いずれも本計画（案）における市民の範囲に含まれることとなります。

第3章の各種統計数値の説明において、『住民基本台帳』から引用した旨を記載しているが、正式な名称は『登別市住民基本台帳』であるから、そのように記載した方がわかりやすいのではないか。

### 市からの回答

ご指摘のとおり、正式名称である『登別市住民基本台帳』と記載することとします。

## 皆さんの意見を募集します

問い合わせ 障害福祉グループ（☎011-3732、FAX011-1108）

パブリックコメント（意見公募）制度に基づき、皆さんの意見を募集します。

### 登別市障がい者福祉計画（素案）

- 概要 障害者基本法第11条第3項に基づき、市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画であり、登別市地域福祉計画などの関連する分野を具現化する計画です
- 募集期間 2月12日(火)～3月13日(水)
- 資料の閲覧 市役所1階市民コーナーや各支所、市民会館、市立図書館、市民活動センター、障害福祉グループに備え付けるほか、市ホームページにも掲載します

- 意見の提出方法 閲覧場所に備え付けの専用用紙か、任意の用紙に①案件名②住所③氏名④電話番号⑤意見を記入し、郵送またはファクス、Eメールで障害福祉グループ（〒059-8701中央町6丁目11 Eメール：welfare2@city.noboribetsu.lg.jp）

※閲覧場所備え付けの意見箱からの提出もできます。  
※電話や来庁による口頭での意見はお受けしません。

- 意見に対する回答 寄せられた意見に対する市の考え方を市ホームページに掲載するとともに、資料の閲覧場所にファイルを備え付けます  
※氏名、住所、電話番号は公表しません。  
※個別の回答は行いません。

パブリックコメント（意見公募）の実施結果をお知らせします

広報のぼりべつ2013年2月号